

大阪府立桜宮高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな教養と幅広い人間性（他者を慈しむ心）を最重視し、その基盤の上にスポーツマインドを持った人材」を育成するため、「桜宮高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり
- ② 未然防止・早期発見
- ③ 家庭・地域および関連機関との連携

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員でおこなう。

(1) 生徒たちの様子やクラスの雰囲気を把握する

- ① 生徒の様子から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるよう教員の感性を高める。
- ② 必要に応じて生徒たちや保護者への意識調査をおこない、実態把握をおこなう。

(2) 自己有用感を高める

- ① 総合的な学習の時間（桜マインド）や学級活動等を通して、一人一人が活躍することのできる活動を充実させる。また人とのつながりを感じさせる集団づくりをする。

- ② 社会体験活動や桜マインドの授業を通して、互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくりをすすめる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 桜マインドの授業や学級活動等を通して、人権意識の高揚を図り、命の大切さや互いを思いやる心を育成する。
- ② 外部講師を招へいするなど、情報モラルについての指導をおこなう。
- ③ 教育相談体制を充実させる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日頃から個々の生徒をよく観察し、教職員間で情報の共有化を図る。
- ② 必要に応じて、アンケート調査や教育相談を実施する。
- ③ スクールカウンセラーへの相談について生徒に周知する。
- ④ 教職員への相談について生徒に周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導をおこなう。

- ① いじめを認知した教職員は、そのいじめを止めるとともに、かかわった関係者に適切な指導をおこない、いじめ対策委員会に報告する。
- ② 当事者双方、周りの生徒から聞き取りをするなど、正確な実態把握に努め、全教職員で情報を共有し、対応する教職員の役割分担をおこなう。
- ③ 被害生徒を保護し、心配や不安を取り除くとともに、加害生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導をおこなう。
- ④ 教育委員会との連携を図り、さらに必要に応じて警察等の関係機関との連携も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「いじめ対策委員会」を設置する。

②構成員を管理職・首席・生徒指導主事・人権教育主担・各学年主任・学級担任とし、事案に応じて、関係教職員を加える。

③役割として、

・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をおこなう。

・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有をおこなう。

・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携をおこなう。

【年間計画】

<調査等>

① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、1月）

② 教育相談 年2回（7月、12月）

<研修会>

・保健講話（6月、11月）

・人権教育学習会（7月）

・情報モラルに関する研修会（11月）

（2）保護者・地域および関連機関との連携

① ホームページ等による情報発信・啓発をおこなう。

② 学校運営協議会の協力を得る。

③ 都島警察や福祉関係機関との連携を深める。

（3）取組内容の検証

「いじめ対策委員会」は校内の各分掌や委員会と連携を取りながら、取り組みが計画通りに進んでいるかを検証し、必要に応じて基本方針や計画の見直し等をおこなう。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は重大事案として、速やかに大阪府教育庁に報告し、連携して、調査および対応をおこなう。

8. その他

この「いじめ基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しをおこなう、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

※ いじめ発見の際の流れ

